

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IAS 第 12 号『法人所得税』—法人所得税に係る利息及び罰金」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 しまだ ようこ
島田 謡子

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から 2017 年 3 月に公表されたアジェンダ決定案「IAS 第 12 号『法人所得税』—法人所得税に係る利息及び罰金」（以下「本アジェンダ決定案」という。）に対して、IFRS 適用課題対応専門委員会から、2017 年 5 月にコメント・レターを送付している。

2017 年 6 月 7 日に公表された IFRIC 解釈指針第 23 号「法人所得税務処理に関する不確実性」の審議過程において、同解釈指針の適用範囲を不確実な税務処理に関連する利息及び罰金にまで広げるべきであるというコメントが寄せられていた。IAS 第 12 号には、法人所得税に関連する利息及び罰金に関する明確な規定はない。本プロジェクトでは、利息及び罰金に関する論点を IFRIC 解釈指針第 23 号の審議とは切り放したうえで、基準開発のアジェンダに追加すべきか否かを議論することとされた。

IFRS-IC は、利息及び罰金に関するプロジェクトは、国際会計基準審議会（IASB）又は IFRS-IC のアジェンダにすでに取り上げられているプロジェクトに優先するものではないため、基準開発プロジェクトに追加しないこととするアジェンダ決定案を公表することで暫定的に合意した。また、本アジェンダ決定案には、企業が、利息及び罰金に関して支払う又は受け取る金額が法人所得税であると判断した場合には IAS 第 12 号を適用し、IAS 第 12 号を適用しない場合には IAS 第 37 号を適用するとする内容を含めることとされた。

当委員会は、コメント・レターにおいて、法人所得税に係る利息及び罰金の取扱いについて会計処理にばらつきが認められていることから、利息及び罰金の金額に重要性がある場合、財政状態計算書及び財務業績の計算書において認識される金額に大きな差が生じうることを指摘したうえで、次のコメントを行った。

- (1) 企業間の比較可能性の観点から、同じ経済事象について同じ会計処理がなされるよう、本論点を基準開発プロジェクトとして取り上げるべきである。
- (2) IAS 第 12 号に照らして利息及び罰金が法人所得税に該当するか否かについては、同じ税制が採用されている国・地域の中でも企業により判断が異なる可能性があるとの指摘がなされている。本アジェンダ決定案の対応では、現行実務においてばらつきが生じていることに対する懸念に対応しないことになると考えられる。